

(特別管理)産業廃棄物処理業 許可申請の手引き

八戸市市民環境部環境保全課

目 次

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請をされる方へ

1	産業廃棄物処理業の許可について	1
2	事業範囲の変更許可について	1
3	許可の更新について	1
4	許可申請について	2
5	申請受付場所	2
6	申請書類の提出部数	2
7	手数料	2
8	許可要件	2
	(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業提出書類一覧チェック表	3
	収集運搬業許可申請の手引き	4
	(特別管理) 産業廃棄物処分業提出書類一覧チェック表	10
	処分業許可申請の手引き	11
	(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更提出書類一覧	18
	事業範囲変更許可申請の手引き	18
	先行許可証とは	20
	主な添付資料入手先一覧	21
	技術的能力を説明するための講習会について	21
	優良産業廃棄物処理業者認定制度について	22
	県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議制度について	27

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請をされる方へ

1 産業廃棄物処理業の許可について

八戸市内で産業廃棄物の処理業を行う場合には、以下に掲げる八戸市長の許可が必要となります。

行おうとする産業廃棄物処理業	必要な許可の種類
産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合	産業廃棄物収集運搬業の許可
特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
産業廃棄物の処分を業として行う場合	産業廃棄物処分業の許可
特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合	特別管理産業廃棄物処分業の許可

また、県内における産業廃棄物処理業の許可の取扱いは以下のとおりとなっております。

許可の区分	区 分		必要な許可
産業廃棄物 収集運搬業 の許可	① 県内全域で収集 運搬業を行う場 合	ア 八戸市内で積替え保管を行う 事業者	八戸市長と青森県知事 の許可 ^{※1}
		イ 八戸市内では積替え保管を行 わない事業者	青森県知事等の許可 ^{※1}
		ウ 積替え保管を行わない事業者	青森県知事の許可
	② 八戸市内のみで 収集運搬業を行 う場合	ア 積替え保管を行う事業者	八戸市長の許可
イ 積替え保管を行わない事業者		八戸市長の許可	
産業廃棄物 処分業の許 可	① 八戸市内に事業場を設置して処分業を行う事業者	八戸市長の許可	
	② 八戸市外に事業場を設置して処分業を行う事業者	青森県知事等の許可 ^{※2}	
	③ 移動式施設を用いて県内全域で処分業を行う事業者	八戸市長と青森県知事 等の許可 ^{※3}	
	④ 移動式施設を用いて八戸市を除く県内全域で処分業 を行う事業者	青森県知事の許可 ^{※3}	
	⑤ 移動式施設を用いて八戸市内のみで処分業を行う事 業者	八戸市長の許可	

※1 青森市内で積替え保管を行う事業者は、青森市長の許可が必要です。

※2 青森市内に事業場を設置して処分業を行う事業者は、青森市長の許可が必要です。

※3 青森市内で移動式施設を用いて処分業を行う事業者は、青森市長の許可があわせて必要です。

2 事業範囲の変更許可について

既に受けている許可の事業範囲を変更する次の場合には、事業範囲の変更許可申請が必要となります。

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類を追加する場合
- (2) 収集運搬業で新たに積替え又は保管を行う場合及び積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類を追加する場合
- (3) 処分業で処分の方法を追加する場合（例：焼却、破碎など）

3 許可の更新について

- (1) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業の許可の有効期限は許可証のとおりです。
- (2) 処理業を継続するには、許可証に記載している有効年月日までに更新の許可申請が必要です。
なお、更新許可申請は、有効年月日の3か月前から受付します。
- (3) 更新許可申請に当たっては、業の種別に応じて「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了してください

4 許可申請について

- (1) 申請は予約制となります、事前に電話などで申請日時の予約をお願いします。
- (2) 郵送による申請は受付しておりませんので、申請される方が申請書類をご持参下さい。
- (3) 申請に必要な書類は「提出書類一覧」をご覧ください。
- (4) 申請書の様式は、八戸市ホームページからダウンロードしてください。また、記入方法や添付書類は「申請の手引き」をご確認ください。
(暮らし・手続き→ごみ・環境・ペット→公害・廃棄物→一般・産業廃棄物)
URL <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyohozenka/2/1/4233.html>
- (5) 申請書の記載及び添付書類に不備がないことを確認し、手数料の納入が確認できたあと、申請書を受理します。
- (6) 申請書が受理されてから許可されるまでの期間は、産業廃棄物収集運搬業の許可で概ね 30 日、産業廃棄物処分業の許可で概ね 40 日、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可で概ね 40 日、特別管理産業廃棄物処分業の許可で概ね 40 日(いずれも閉庁日等を除きます。)となります。
- (7) 提出いただいた申請書類は、提出時に事前審査を行います。その際、追加資料の提出をお願いすることがあります。また、後日、事業場への立入調査を行う場合があります。

5 申請受付場所

八戸市市民環境部環境保全課廃棄物対策グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階
TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

6 申請書類の提出部数

申請書は、正本1部をA4版ファイルに綴り提出してください。
なお、これとは別に申請者保管用として控え1部を作成してください。

7 手数料

手数料は、市が発行する納入通知書により、八戸市指定金融機関等へ納入して頂きます。
納入が確認できたあとで許可申請書を受理します。

	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
産業廃棄物処分業	100,000円	94,000円	92,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

8 許可要件

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可にあたっては、次の要件を満たすことが必要となり、申請の際は、これらを確認するための書類を提出いただくことになります。

- (1) 事業の用に供する施設を有すること
 - 収集運搬業は、車両、駐車場、容器、積替え保管を行う場合は積替え保管施設など、廃棄物が飛散流出し、悪臭が漏れるおそれのない施設
 - 処分業は、産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設
- (2) 産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識及び技術を有すること
- (3) 事業を的確に、かつ、継続して行うことのできる経理的基礎を有すること
- (4) 欠格要件に該当しないこと
 - 法第14条第5項第2号イからへに該当しないこと

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 提出書類一覧チェック表

申請書	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第 6 号) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第 1 2 号)		
添付書類 様式有	(第 1 面) ・事業の全体計画 ・収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等		
	(第 2 面) 運搬施設の概要		
	(第 3 面) 積替施設又は保管施設の概要		
	(第 4 面) 収集運搬業務の具体的な計画		
	(第 5 面) 環境保全措置の概要		
	(第 6 面) 運搬車両、重機、船舶のカラー写真		
	(第 7 面) その他運搬施設、運搬容器のカラー写真 (図面等)		
	(第 8 面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
	(第 9 面) 資産に関する調書 (個人事業主のみ必要)		
	(第 10 面) 誓約書 ※		
	(第 11 面) 従事者名簿		
	提出書類の特例に係る書類		
添付書類 様式無	・ 予定排出事業場又は予定運搬先が八戸市外の場合、収集運搬を行おうとする区域の都道府県知事等から受けた (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを、処分場が八戸市外の場合、処分業者の (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可証の写し		
	・ 本社 (申請者の住所)、事務所、事業場付近の見取図		
	・ 積替え保管施設の図面、面積等計算書、カラー写真、場内配置図等		
	・ その他施設の図面、設計計算書、カラー写真等		
	・ 自動車検査証記録事項の写し (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・ 重機の売買契約書、自主検査記録表の写し (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・ 駐車場、積替え保管場所の不動産登記事項証明書及び公図 (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・ 船舶の原簿及び国籍証書、検査証書の写し (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・ 技術的能力を説明する書類 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターの行う許可申請に関する講習会の修了証の写し		
	法人の場合	・ 定款又は寄附行為	
		・ 法人の登記事項証明書	
		・ 直前 3 年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	
		・ 直前 3 年の法人税納税証明書 (税務署で発行する証明書: その 1)	
役員、株主又は出資者 (100 分の 5 以上)、使用人に関する書類 ・ 八戸市外に住所を有する者の住民票の写し (本籍が記載されたものであって個人番号の記載のないもの) ※			
役員、株主又は出資者 (100 分の 5 以上)、使用人に関する書類 ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※			
・ 株主 (出資者) が法人の場合は、その法人の登記事項証明書※			
個人の場合	・ 預貯金残高証明書		
	・ 固定資産の評価証明書		
	・ 直前 3 年の所得税納税証明書		
	・ 申請者が八戸市外に住所を有する場合住民票の写し (本籍が記載されたものであって個人番号の記載のないもの) ※		
	・ 申請者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※		
	【廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の収集運搬を業として行う場合】 ・ 運搬容器の構造図 ・ 連絡設備等の概要を記載した書類 ・ 事故時における当該廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないように応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類 ・ 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類		

※ 先行許可証の提出により省略可 (20 ページ参照)

収集運搬業許可申請の手引き

記入に当たっての注意事項

- ・住所、本籍、所在地は、都道府県名から記載し、丁目・番地等はハイフン（-）等に省略しないこと。
- ・写真は3ヶ月以内に撮影したものとし、撮影日を記入すること。

申請書（収集運搬業）

【第1面】

1. 申請年月日

申請書を提出し、受理された時点で記入すること。

更新許可申請の場合は、許可の有効年月日の3ヶ月前から受け付けます。

2. 申請者住所及び氏名

- (1) 法人の場合は、登記されている本店（本社）について記入すること。
- (2) 個人の場合は、住民票に記載されている住所及び氏名について記入すること。

3. 事業の範囲

- (1) 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記入すること。
- (2) 積替え又は保管の有無、及び積替え又は保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記入すること。
- (3) 自動車等破碎物の取り扱いの有無を記入すること。

4. 事務所及び事業場の所在地

- (1) 事務所は、廃棄物に係る事務を行う事務所について、県内にある全ての事務所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。県内に事務所を設置していない場合は、県内における事業を所管する主たる事務所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。
- (2) 事業場は、申請に係る全ての駐車場、積替え又は保管場所について、名称、所在地（土地の登記事項証明書に記載されている地番）及び電話番号を記入すること。

5. 事業の用に供する施設の種類及び数量

- (1) 収集運搬用機材の種類（ダンプトラック、パッカー車、バックホー、船舶等）及びその台数を記入すること。
- (2) 運搬容器の種類及びその数量を記入すること。

6. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地、面積等積替え又は保管を行う場所ごとに以下の項目を記入すること。

- (1) 所在地
- (2) 面積
- (3) （特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- (4) 保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分以内）
- (5) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることのできる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

【第2面】

1. 既に処理業の許可を有している場合はその許可番号

既に有している又は許可申請中の（特別管理）産業廃棄物処理業許可について、他の都道府県等の分も含め全てを記入すること。なお、申請中の場合は、申請年月日及び申請に係る許可の種類を記入すること。

2. 申請者

- (1) 申請者が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。
- (2) 申請者が法人の場合は、名称及び住所（法人登記のもの）を記入すること。

3. 法定代理人

申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。

法定代理人が法人の場合は、その名称・住所、その役員の氏名・生年月日・役職・本籍・住所を記入すること。

4. 役員

申請者が法人の場合は、役員（法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、監査役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。

【第3面】

1. 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

- (1) 発行株式の総数及び出資の額を記入すること。
- (2) 該当する者の氏名（法人にあっては名称）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍、住所を記入すること。

2. 令第6条の10に規定する使用人

当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。

令第6条の10に規定する使用人（令第4条の7に規定するもの）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

添付書類（収集運搬業）

事業計画の概要を記載した書類（※1）（※3）

○（第1面）

1. 事業の全体計画

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業についての全体的な事業計画の概要（許可を申請した理由、どのような業種から排出される産業廃棄物を取り扱うか等）について記入すること。

2. 収集運搬する（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量等

(1) （特別管理）産業廃棄物の種類

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の全てについて、種類ごとに記入すること。（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はそれぞれ分けて（1つの種類として）記載すること。）

(2) 性状

寸法・形状、含水率、油分、腐敗物の含有率及びpH等の廃棄物の性状について記入すること。

(3) 予定排出事業場の名称及び所在地

契約事業場を1以上記入すること。なお、新規許可申請又は事業範囲変更許可申請等で、運搬の実績が無い場合は、契約予定排出事業場を記入すること。

(4) 予定運搬先の名称及び所在地

処分場の名称及びその所在地を1以上記入すること。

※（第1面）に記載した予定排出事業場又は予定運搬先が八戸市外の場合、収集運搬を行おうとする区域の都道府県知事等から受けた（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを、予定運搬先の処分場が八戸市外の場合、処分業者の（特別管理）産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。

○（第2面）

1. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

運搬車両、重機等について1台ごとに記入すること。なお、車両等を借用する場合は、「備考」欄に「借用」と明記すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等について記入すること。

○（第3面）

(3) 積替え又は保管施設の概要

積替え又は保管施設ごとに以下の項目を記入すること。

①所在地

②面積

③（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

④保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分以内）

⑤屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

○（第4面）

1. 収集運搬業務の具体的な計画

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類、1日当たりの処理量について記入すること。

(2) 車両ごとに、運搬する廃棄物の種類などの用途を記入すること。

(3) 収集運搬業務を行う時間、休業日について記入すること。

(4) 委託契約、マニフェスト、帳簿の適正運用、適正保管について記入すること。また、県外産業廃棄物の取り扱いの有無を記載すること。

(5) 従業員数は、収集運搬業務に係る従業員数について記入すること。

○（第5面）

1. 環境保全措置の概要

廃棄物の種類ごとに、騒音、振動、悪臭、飛散、流出及び地下浸透並びに衛生害虫等に対する環境保全措置を具体的に記入すること。

事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類（※1）

- (1) 本社（申請者の住所）、事務所、事業場付近の見取図を添付すること。
- (2) 自動車、重機及び船舶については、カラー写真を添付すること。（第6面）
- (3) その他の運搬施設、運搬容器等を用いる場合は、その構造を明らかにするカラー写真、図面等を添付すること。（第7面）
- (4) 積替え又は保管施設がある場合は、当該施設の図面、面積等計算書、カラー写真、場内配置図等を添付すること。
- (5) その他の事業用施設がある場合は、当該施設の図面、設計計算書、カラー写真等を添付すること。
- (6) なお、事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで申請すること。（例えば、農地を駐車場とする場合、あらかじめ農地転用の手続きが必要です。）

事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類（※1）

- (1) 自動車の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。
- (2) 重機の場合は、売買契約書又は自主検査記録表の写し等を添付すること。
- (3) 駐車場、積替え又は保管施設の設置場所の不動産登記法による登記事項証明書（又は土地登記簿謄本）、公図（又は地積測量図）を添付すること。

これら(1)から(3)で借用の場合は賃貸借契約書の写しを添付すること。所有者と使用者が異なる車両等を借用する場合には、使用者が申請者に車両等を貸借することを所有者が認めていることを確認できる書類を提出すること。

- (4) 船舶の場合は、船舶原簿、船舶国籍証書及び船舶検査証書の写しを添付すること。
備船の場合は、これらに加えて裸備船契約書又は定期備船契約書の写しを添付すること。定期備船契約による場合は、付帯契約として、次の条文を入れた産業廃棄物の海上運搬を行うための契約又は覚書等がなされていること。
 - ・船主は本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく指揮監督権を備船者に譲渡し、船長及び乗組員は海上運搬に係る備船者の指揮監督に服し、備船者の指定する産業廃棄物の海上運搬業を行うこと。
 - ・海上運搬に係る責任は、備船者が一切負うこと。
 - ・船主は備船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。

技術的能力を説明する書類

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の次の要件を満たす修了証の写しを添付すること。

- (1) 講習会の修了者は、次に掲げる者であること。
 - ①法人にあつては、その法人の代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であつて、業に係る契約を締結する権限を有する者
 - ②個人にあつては、本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であつて、業に係る契約を締結する権限を有する者

(2) 申請に必要な講習会

許可 修了証	産 廃 新 規	産 廃 更 新	産 廃 変 更	特 管 新 規	特 管 更 新	特 管 変 更
産廃新規課程	○	○	○	×	×	×
特管新規課程	○	○	○	○	○	○
産廃・特管更新課程	×	○	○	×	○	○

(産廃：産業廃棄物 特管：特別管理産業廃棄物)

- (3) 新規許可に係る講習会の修了証は5年以内、更新許可に係る修了証は2年以内に受講したものを添付すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

○ (第8面)

- (1) 事業の開始に当たり要した資金の総額及びその資金の調達方法を区分ごとに記入すること。内訳欄に記載されていない事項については、事業計画に応じ適宜項目を追加・変更し、記入すること。
- (2) 既に他の都道府県等で収集運搬業を行っていることや、既に使用又は設置している施設を用いること等により、事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、その旨を記入すること。

経理的基礎に関する書類

1. 法人の場合 (※3) (※4)

直前3年分の貸借対照表、損益計算書(製造原価、売上原価の内訳並びに販売費及び一般管理費の明細を記載した書類を含む)、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書を添付すること。

なお、法人新規設立等の理由から経理的基礎に関する書類がない場合及び過去3年間の損益平均値が赤字でありかつ自己資本比率が10%を超えていない場合には、今後5か年の事業収支計画書を添付すること。(様式任意)

2. 個人の場合

○ (第9面)

(1) 資産に関する調書

資産及び負債の状況について記入し、固定資産証明書(土地及び建物)又は銀行等の預貯金残高証明書等を添付すること。

(2) 直前3年分の所得税の納税証明書を添付すること。

確定申告者以外の者は、直前3年分の源泉徴収票の写しを添付すること。

申請者等に関する書類

1. 法人の場合

(1) 法人の定款又は寄附行為を添付すること。(※3) (※4)

(2) 商業登記法による登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付すること。

(3) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員(監査役、相談役、顧問等も含む。)、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者、令第6条の10に規定する使用人に関する以下の書類を添付すること。

①住民票の写し (※2)

- ・八戸市外に住所を有する場合本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し
- ・国外に居住する外国人の場合は旅券(パスポート)の写し又はこれに類する身元を証明する文書

②成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (※2)

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書である。

株主又は出資者が法人である場合は、その法人の商業登記法による登記事項証明書を添付すること。(※2)

2. 個人の場合

(1) 申請者及び令第6条の10に規定する使用人に関する以下の書類を添付すること。

①住民票の写し(※2)

- ・八戸市外に住所を有する場合本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し
- ・国外に居住する外国人の場合は旅券(パスポート)の写し又はこれに類する身元を証明する文書

②成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(※2)

(2) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の上記①及び②を添付すること。

※法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び役員の①及び②を添付すること。

誓約書(※2)

○(第10面)

申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
法定の欠格要件に該当しないことを確認の上、住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)を記入すること。

従事者名簿

○(その9)

- (1) 従事者の氏名、住所、生年月日、職名等を記入すること。
- (2) 役員、社員、パート、アルバイト等継続して業に従事する者をすべて記入すること。
- (3) 備考欄に、講習会を修了した役員等が分かるように記入すること。

【廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集運搬を業として行う場合】

以下の書類を添付すること。

- (1) 運搬容器の構造図
- (2) 連絡設備等の概要を記載した書類
- (3) 事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないように応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類
- (4) 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を、収集運搬の実務に直接従事する者のうち1名以上が修了している必要があるため、その修了証の写しを添付すること。

提出書類の特例に係る書類

本申請を含め当市に対し同時に二以上の申請書又は変更届(以下「申請書等」という。)を提出する場合であって、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類」に以下のとおり記入し提出すること。

- (1) 提出書類の特例に係る書類中「1. 省略する書類」に省略する書類の名称を記入すること。
- (2) 提出書類の特例に係る書類中「2. 「上記1.」で省略した書類が添付されている同時に提出する申請又は届出」に省略した書類が添付されている申請又は届出の名称、申請又は届出(予定)年月日及び許可番号(業許可番号又は施設許可番号)を記入すること。

※1 事業範囲変更許可申請で、追加する事業に関係しない書類は省略できます。

※2 **先行許可証の提出により省略できます。**(20ページ参照)

※3 優良基準適合により省略できます。(22ページ参照)

※4 事前の事業年度に係る有価証券報告書を添付することにより省略できます。

(特別管理) 産業廃棄物処分業 提出書類一覧チェック表

申請書	産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第 8 号) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第 14 号)		
添付書類	(その 2-1) ・事業の全体計画 ・処分する産業廃棄物の種類及び処分量等		
様式有	(その 2-2) 中間処理施設の概要		
	(その 2-3) 最終処分場の概要		
	(その 2-4) 処分業務の具体的な計画		
	(その 2-5) 環境保全措置の概要		
	(その 3) 車両及び重機のカラー写真		
	(その 5) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
	(その 6) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
	(その 7) 資産に関する調書 (個人事業主のみ必要)		
	(その 8) 誓約書 ※		
	(その 9) 従事者名簿		
	提出書類の特例に係る書類		
	添付書類	・本社 (申請者の住所)、事務所、事業場付近の見取図 ・場内配置図等	
様式無	・中間処理施設の図面、処理能力計算書、仕様書、カラー写真		
	・最終処分場の図面、面積及び容量算出表、カラー写真、周囲の地形図、地質調査書		
	・保管施設の図面、面積等計算書、カラー写真		
	・その他施設の図面、設計計算書、カラー写真等		
	・廃棄物の保管施設、中間処理施設及び最終処分場の設置場所の不動産登記事項証明書及び公図 (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・中間処理施設の売買契約書の写し (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・最終処分場の建設工事完了引渡証明書又は売買契約書の写し (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・自動車検査証記録事項の写し (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・重機の売買契約書、自主検査記録表の写し (借用の場合は賃貸借契約書の写しも含む)		
	・中間処理施設、最終処分場の設置許可証の写し		
	・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 13 条に規定する登録済証の写し (海洋投入処分する場合)		
	・技術的能力を説明する書類		
	(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターの行う許可申請に関する講習会の修了証の写し		
	・感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の分析を行う設備に関する書類		
	・感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の分析を行う者に関する書類		
	法人の場合	・定款又は寄附行為 ・法人の登記事項証明書 ・直前 3 年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・直前 3 年の法人税納税証明書 (税務署で発行する証明書: その 1) 役員、株主又は出資者 (100 分の 5 以上)、使用人に関する書類※ ・八戸市外に住所を有する者の住民票の写し (本籍が記載されたものであって個人番号の記載のないもの)	
		役員、株主又は出資者 (100 分の 5 以上)、使用人に関する書類 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※ ・株主 (出資者) が法人の場合は、その法人の登記事項証明書※	
	個人の場合	・預貯金残高証明書 ・固定資産の評価証明書 ・直前 3 年の所得税納税証明書 ・申請者が八戸市外に住所を有する場合住民票の写し (本籍が記載されたものであって個人番号の記載のないもの) ※ ・申請者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※	

※ 先行許可証の提出により省略可 (20 ページ参照)

処分業許可申請の手引き

記入に当たっての注意事項

- ・住所、本籍、所在地は、都道府県名から記載し、丁目・番地等はハイフン（－）等に省略しないこと。
- ・写真は3ヶ月以内に撮影したものとし、撮影日を記入すること。

申請書（処分業）

【第1面】

1. 申請年月日

申請書を提出し、受理された時点で記入すること。

更新許可申請の場合は、許可の有効年月日の3ヶ月前から受け付けます。

2. 申請者住所及び氏名

(1) 法人の場合は、登記されている本店（本社）について記入すること。

(2) 個人の場合は、住民票に記載されている住所及び氏名について記入すること。

3. 事業の範囲

(1) 処分の方法（焼却、脱水等）ごとに取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記入すること。

(2) 産業廃棄物処分業で「廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」のうち、いずれか1つでも取り扱う場合は、自動車等破砕物（自動車若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕に伴って生じた廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の取り扱いの有無を記入すること。

4. 事務所及び事業場の所在地

(1) 事務所は、廃棄物に係る事務を行う事務所について、県内にある全ての事務所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。県内に事務所を設置していない場合は、県内における事業を所管する主たる事務所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

(2) 処理施設の設置場所（移動式の施設である場合はその駐機場所）及び廃棄物の保管場所について、事業場の名称、所在地（土地の登記事項証明書に記載されている地番）及び電話番号を記入すること。

5. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設の場合は施設ごとに以下の項目を記入すること。

①施設の種類（焼却施設、脱水施設等）

②設置場所（移動式の施設の場合は駐機場所の所在地）

③設置年月日（当該施設の竣工年月日又は入手・取得した年月日）

④処理能力（当該施設の公称能力、1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力）

⑤産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号

(2) 最終処分場にあつては、処分場ごとに以下の項目を記入すること。

①施設の種類（安定型最終処分場、管理型最終処分場等）

②設置場所

③設置年月日（当該施設の竣工年月日）

④処理能力（処分場設置当初又は変更時の埋立地の面積及び埋立容量）

⑤産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号

(3) その他の施設（重機等）にあつては、施設ごとに以下の項目を記入すること。

①施設の種類

②用途

③形式

6. 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積等

保管を行う場所ごとに以下の項目を記入すること。

(1) 所在地

(2) 面積

(3) 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

(4) 保管上限（1日当たりの処理能力の14日分以内。ただし、環境省令で定める場合はその数量以内。）

(5) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることのできる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

7. 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

処理方式（例：焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等）、構造及び設備の概要を簡明に記入すること。

【第2面】

1. 既に処理業の許可を有している場合はその許可番号

既に有している又は許可申請中の（特別管理）産業廃棄物処理業許可について、他の都道府県等の分も含め全てを記入すること。なお、申請中の場合は、申請年月日及び申請に係る許可の種類を記入すること。

2. 申請者

(1) 申請者が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。

(2) 申請者が法人の場合は、名称及び住所（法人登記のもの）を記入すること。

3. 法定代理人

申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。

法定代理人が法人の場合は、その名称・住所、その役員の氏名・生年月日・本籍・住所を記入すること。

4. 役員

申請者が法人の場合は、役員（法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、監査役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。

【第3面】

1. 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

(1) 発行株式の総数及び出資の額を記入すること。

(2) 該当する者の氏名（法人にあつては名称）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍、住所を記入すること。

2. 令第6条の10に規定する使用人

当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。

令第6条の10に規定する使用人（令第4条の7に規定するもの）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

事業計画の概要を記載した書類（※1）（※3）

○（その2-1）

1. 事業の全体計画

（特別管理）産業廃棄物処分業についての全体的な事業計画の概要（許可を申請した理由、どのような業種から排出される産業廃棄物を取り扱うか等）について記入すること。

2. 処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及び処分量等

(1) （特別管理）産業廃棄物の種類

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の全てについて、種類ごとに記入すること。（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はそれぞれ分けて（1つの種類として）記載すること。）

(2) 性状

寸法・形状、含水率、油分、腐敗物の含有率及びpH等の廃棄物の性状について記入すること。

(3) 予定排出事業場の名称及び所在地

契約事業場を1以上記入すること。なお、新規許可申請又は事業範囲変更許可申請等で、処分の実績が無い場合は、契約予定排出事業場を記入すること。

(4) 予定処分先の名称及び所在地

申請者の処理施設を記入すること。

○（その2-2）

1. 中間処理施設の概要

(1) 処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設、汚泥の脱水施設等と記入すること。同一施設が複数ある場合は、区別ができるよう名称、型式等を括弧書きで記入すること。

また、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けている施設の場合、この欄に併せて許可年月日及び許可番号を記入すること。

(2) 設置場所

処理施設の設置場所の所在地（土地の登記事項証明書に記載されている地番）を記入すること。移動式の施設の場合は駐機場所の所在地を記入すること。

(3) 設置年月日

施設を設置（竣工・取得・入手）した年月日を記入すること。ただし、日が定かでないときは、年月まで記入すること。

(4) 処理能力

当該施設の公称能力（1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力）を記入すること。

(5) 処理施設の処理方式及び設備の概要

処理方式（例えば焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等）、構造及び設備の概要を記入すること。

(6) 環境保全設備の概要

排煙処理施設、排水処理施設その他環境保全設備について記入すること。

○（その２－３）

1. 最終処分場の概要

(1) 最終処分場の種類及び名称

安定型最終処分場、管理型最終処分場等の別を記入すること。また、産業廃棄物処理施設設置（変更、譲受け、借受け）許可を受けている最終処分場の場合、この欄に併せて許可年月日及び許可番号を記入すること。

(2) 設置年月日

施設の竣工年月日を記入すること。ただし、日が定かでないときは、年月まで記入すること。

(3) 最終処分場の規模等

埋立地の面積、埋立容量（設置当初又は変更を行った場合は変更後の面積及び容量）を記入すること。

(4) 構造及び設備の概要

地滑り防止工、沈下防止工、遮水工、浸出水処理設備、調整池等について記入すること。

(5) 放流水の水質等

計画水質、放流水質、放流先等について記入すること。

○（その２－４）

1. 処分業務の具体的な計画

(1) 処理方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類、1日当たりの処理量について記入すること。

(2) 処分業務を行う時間、休業日について記入すること。

(3) 委託契約の締結、マニフェストの使用、帳簿の適正運用、適正保管について記入すること。

また、県外産業廃棄物の取り扱いの有無を記載すること。

(4) 従業員数は、処分業務に係る従業員数について記入すること。

○（その２－５）

1. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設、保管施設及び最終処分場において講ずる、騒音、振動、悪臭、飛散・流出及び地下浸透並びに衛生害虫等に対する環境保全措置について記入すること。

(2) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けている中間処理施設又は最終処分場については、以下の項目を記入すること。

①排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

②排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

③その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類（※１）

(1) 本社（申請者の住所）、事務所、事業場付近の見取図を添付すること。

(2) 処理施設、保管施設を含む場内配置図を添付すること。

(3) 中間処理施設の場合は、当該施設の図面、処理能力計算書、仕様書、カラー写真等を添付すること。

(4) 最終処分場の場合は、当該施設の図面、面積及び容量の算出表、カラー写真並びに周囲の地形図、地質及び地下水の状況を明らかにするボーリング試験等による地質調査書等を添付すること。

(5) 保管施設の図面、面積等積算書、カラー写真等を添付すること。

○（その３）

(1) 自動車及び重機のカラー写真を添付すること。

(2) その他の事業用施設がある場合は、当該施設の図面、設計計算書、カラー写真等を添付すること。

なお、事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで申請すること。（例えば、農地に処分施設を設置する場合等、あらかじめ農地転用の手続が必要です。）

事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類（※1）

- (1) 廃棄物の保管施設、中間処理施設及び最終処分場については、当該施設の設置場所（移動式の間接処理施設である場合はその駐機場所）の不動産登記法による登記事項証明書（又は土地登記簿謄本）、公図（又は地積測量図）を添付すること。
- (2) 中間処理施設については、売買契約書の写しを添付すること。
- (3) 最終処分場については、建設工事完了引渡証明書又は売買契約書の写しを添付すること。
- (4) 自動車の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。
- (5) 重機の場合は、売買契約書又は自主検査記録表の写し等を添付すること。

これら(1)から(5)で借用の場合は賃貸借契約書の写しを添付すること。所有者と使用者が異なる車両等を借用する場合には、使用者が申請者に車両等を貸借することを所有者が認めていることを確認できる書類を提出すること。

- (6) 産業廃棄物処理施設設置（変更、譲受け、借受け）許可を受けている中間処理施設又は最終処分場については、その許可証の写しを添付すること。

○（その5）

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類（※1）（※3）

中間処理業であって、処分後に廃棄物（又は廃棄物由来の再生品）が発生する場合は、その発生する廃棄物（又は廃棄物由来の再生品）の種類ごとにその後の処理方法等について記入すること。

産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合の提出書類（※1）

海洋投入処分を行う場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写しを添付すること。

技術的能力を説明する書類

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の次の要件を満たす修了証の写しを添付すること。

- (1) 講習会の修了者は、次に掲げる者であること。
 - ① 法人にあつては、その法人の代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であつて、業に係る契約を締結する権限を有する者
 - ② 個人にあつては、本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であつて、業に係る契約を締結する権限を有する者
- (2) 申請に必要な講習会

許可 修了証	産 新 規	産 廃 更 新	産 廃 変 更	特 管 新 規	特 管 更 新	特 管 変 更
産廃新規課程	○	○	○	×	×	×
特管新規課程	○	○	○	○	○	○
産廃・特管更新課程	×	○	○	×	○	○

（産廃：産業廃棄物 特管：特別管理産業廃棄物）

- (3) 新規許可に係る講習会の修了証は5年以内、更新許可に係る修了証は2年以内に受講したもの添付すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

○（その6）

- (1) 事業の開始に当たり要した資金の総額及びその資金の調達方法を区分ごとに記入すること。内訳欄に記載されていない事項については、事業計画に応じ適宜項目を追加・変更し、記入すること。
- (2) 既に他の都道府県等で収集運搬業を行っていることや、既に使用又は設置している施設を用いること等により、事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、その旨を記入すること。

経理的基礎に関する書類

1. 法人の場合（※3）（※4）

直前3年分の貸借対照表、損益計算書（製造原価、売上原価の内訳並びに販売費及び一般管理費の明細を記載した書類を含む）、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書を添付すること。

なお、法人新規設立で経理的基礎に関する書類が無い場合及び過去3年間の損益平均値が赤字でありかつ自己資本比率が10%を超えていない場合には、今後5か年の事業収支計画書を添付すること。（様式任意）

2. 個人の場合

○（その7）

(1) 資産に関する調書

資産及び負債の状況について記入し、固定資産証明書（土地及び建物）又は銀行等の預貯金残高証明書等を添付すること。

(2) 直前3年分の所得税の納税証明書を添付すること。

確定申告者以外の者は、直前3年分の源泉徴収票の写しを添付すること。

申請者等に関する書類

1. 法人の場合

(1) 法人の定款又は寄附行為を添付すること。（※3）（※4）

(2) 商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すること。

(3) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員（監査役、相談役、顧問等も含む。）、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者、令第6条の10に規定する使用人に関する以下の書類を添付すること。

①住民票の写し（※2）

- ・八戸市外に住所を有する場合は本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し
- ・国外に居住する外国人の場合は旅券（パスポート）の写し又はこれに類する身元を証明する文書

②成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（※2）

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書である。

株主又は出資者が法人である場合は、その法人の商業登記法による登記事項証明書を添付すること。（※2）

2. 個人の場合

(1) 申請者及び令第6条の10に規定する使用人に関する以下の書類を添付すること。

①住民票の写し（※2）

- ・八戸市外に住所を有する場合本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し
- ・国外に居住する外国人の場合は旅券（パスポート）の写し又はこれに類する身元を証明する文書

②成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（※2）

(2) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の上記①及び②を添付すること。

※法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び役員の上記①及び②を添付すること。

<p>誓約書（※２）</p> <p>○（その８）</p> <p>申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 法定の欠格要件に該当しないことを確認の上、住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記入すること。</p>
<p>従事者名簿</p> <p>○（その９）</p> <p>(1) 従事者の氏名、住所、生年月日、職名等を記入すること。</p> <p>(2) 役員、社員、パート、アルバイト等継続して業に従事する者すべて記入すること。</p> <p>(3) 備考欄に、講習会を修了した役員等が分かるように記入すること。</p>
<p>取り扱う特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類</p> <p>(1) ガスクロマトグラフ設備、原子吸光分光光度計、pH計等、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類を添付すること。（様式任意）</p> <p>(2) 仕様書、カラー写真等を添付すること。</p> <p>(3) 「分析を行う設備」については、申請者の処理施設内の設備であること。</p>
<p>取り扱う特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く）の性状の分析を行う者の知識及び技術を有することを証する書類</p> <p>次に掲げる者に該当することを証する書類</p> <p>(1) 大学等において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した後 6 か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6 か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程を修めて卒業した後、1 年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>なお、「分析を行う者」については、原則として、申請者と雇用関係にあること。</p>
<p>提出書類の特例に係る書類</p> <p>本申請を含め当市に対し同時に二以上の申請書又は変更届（以下「申請書等」という。）を提出する場合であって、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類」に以下のとおり記入し提出すること。</p> <p>(1) 提出書類の特例に係る書類中「1. 省略する書類」に省略する書類の名称を記入すること。</p> <p>(2) 提出書類の特例に係る書類中「2. 「上記 1.」で省略した書類が添付されている同時に提出する申請又は届出」に省略した書類が添付されている申請又は届出の名称、申請又は届出（予定）年月日及び許可番号（業許可番号又は施設許可番号）を記入すること。</p>

※ 1 事業範囲変更許可申請で、追加する事業に関係しない書類は省略できます。

※ 2 **先行許可証の提出により省略できます。**（20 ページ参照）

※ 3 優良基準適合により省略できます。（22 ページ参照）

※ 4 事前の事業年度に係る有価証券報告書を添付することにより省略できます。

(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更 提出書類一覧

申請書	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第 10 号） 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第 16 号）										
添付書類	<p>収集運搬業及び処分業の提出書類一覧に準ずる。（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物とも共通）</p> <p>なお、その中で次の表の左欄に掲げる表題の書類は右欄に掲げる表題に読み替えて作成すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">新規又は更新の添付書類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事業範囲変更の添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業計画の概要を記載した書類</td> <td>変更後の事業計画の概要を記載した書類</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類</td> <td>変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類</td> <td>変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類</td> </tr> <tr> <td>事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</td> <td>変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</td> </tr> </tbody> </table>	新規又は更新の添付書類	事業範囲変更の添付書類	事業計画の概要を記載した書類	変更後の事業計画の概要を記載した書類	事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
新規又は更新の添付書類	事業範囲変更の添付書類										
事業計画の概要を記載した書類	変更後の事業計画の概要を記載した書類										
事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類										
事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類										
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類										

事業範囲変更許可申請の手引き

申請書（変更）

【第 1 面】	<p>1. 申請年月日 申請書を提出し、受理された時点で記入すること。</p> <p>2. 申請者住所及び氏名 (1) 法人の場合は、登記されている本店（本社）について記入すること。 (2) 個人の場合は、住民票に記載されている住所及び氏名について記入すること。</p> <p>3. 許可の年月日及び許可番号 変更を行う許可証の許可年月日及び許可番号を記入すること。</p> <p>4. 許可に係る事業の範囲 (1) 収集運搬業の場合は以下の項目を記入すること。 ①変更後における取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） ②積替え又は保管の有無及び積替え又は保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） ③産業廃棄物収集運搬業の場合は、自動車等破砕物の取り扱いの有無 (2) 処分業の場合は以下の項目を記入すること。 ①変更後における処分の方法（焼却、脱水等）ごとに取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） ②産業廃棄物処分業の場合は、自動車等破砕物の取り扱いの有無</p> <p>5. 変更の内容 変更を行う事業の範囲について記入すること。</p> <p>6. 変更に係る事業の用に供する施設の種類等 (1) 収集運搬業の場合は以下の項目を記入すること。</p>
----------------	--

- ①追加する事業に係る収集運搬用機材及び運搬容器の種類及び数量
- ②積替え又は保管を追加する場合は、その場所ごとに以下の項目を記入すること。設置年月日（当該施設の竣工年月日又は入手・取得した年月日）
- (ア)所在地
 - (イ)面積
 - (ウ)（特別管理）産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (エ)保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分以内）
 - (オ)屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）
- (2) 処分業で取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類を追加する場合は、その廃棄物に係る施設等を記入すること。
- (3) 処分業で中間処理施設に変更がある場合は、施設ごとに以下の項目を記入すること。
- ①施設の種類（焼却施設、脱水施設等）
 - ②設置場所（移動式の施設の場合は駐機場所の所在地）
 - ③設置年月日（当該施設の竣工年月日又は入手・取得した年月日）
 - ④処理能力（当該施設の公称能力、1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力）
 - ⑤産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号
- (4) 処分業で、最終処分場に変更があった場合は、処分場ごとに以下の項目を記入すること。
- ①施設の種類（安定型最終処分場、管理型最終処分場等）
 - ②設置場所
 - ③設置年月日（当該施設の竣工年月日）
 - ④処理能力（処分場設置当初又は変更時の埋立地の面積及び埋立容量）
 - ⑤産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号

7. 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

処理方式（例：焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等）、構造及び設備の概要を簡明に記入すること。

【第2面】

通常の申請と同様に記入すること。

【第3面】

通常の申請と同様に記入すること。

添付書類（変更）

収集運搬業及び処分業の申請の手引きをご覧ください。

なお、その中で次の表の左欄に掲げる表題の書類は右欄に掲げる表題に読み替えて作成すること。

新規又は更新の添付書類	事業範囲変更の添付書類
事業計画の概要を記載した書類	変更後の事業計画の概要を記載した書類
事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類
事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	変更に係る事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

●先行許可証とは

先行許可証とは、次に掲げる種類の許可証で右に示した許可証の項目が「無し」と記載されている許可証をいいます。先行許可証の提出により、役員の住民票等の添付書類を省略することができます。ただし、更新許可申請の場合は、当該許可に係る許可証は対象となりません。

許可証の種類	許可証の項目
産業廃棄物収集運搬業許可証	規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
産業廃棄物処分業許可証	規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
特別管理産業廃棄物処分業許可証	規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無
産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証 (許可の日から5年以内のものに限る)	規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無

●主な添付資料入手先一覧

(参考) 以下の資料は、申請の前3か月以内に発行されたものとします。

添付資料	入手先
不動産登記法による登記事項証明書(又は土地登記簿謄本)、 公図	所管の法務局
納税証明書(その1・納税額等証明用)	所管の税務署
固定資産証明書	居住地の市役所・町村役場
商業登記法による登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	所管の法務局
住民票の写し	居住地の市役所・町村役場
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	①各地方方法務局(支局を除く) ②近くの法務局で申請書を入手し、 東京法務局へ郵送で依頼

●技術的能力を説明するための講習会について

技術的能力を説明するために必要な講習会は下記の機関で行っています。

◎実施機関 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2F
TEL 03-3668-7311 FAX 03-3668-6512
URL <http://www.jwnet.or.jp>

◎実施協力団体 公益社団法人全国産業廃棄物連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F
TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820
URL <http://www.zensanpairen.or.jp>

◎受付機関 一般社団法人青森県産業資源循環協会
〒030-0802 青森県青森市本町5丁目5-21 青森県農業共済会館2F
TEL 017-721-3911 FAX 017-721-3838

優良産業廃棄物処理業者認定制度について

産業廃棄物処理業者の事業の実施に関する能力・実績が、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組みの実施、電子マニフェストの利用、財務体質の健全性に係る優良基準を満たす場合は、市の認定により許可の有効期間が通常5年のものが7年となります。

優良認定を受けようとする方は、(特別管理)産業廃棄物処理業許可の更新申請に併せて、以下の書類の添付が必要となります。

1. 提出書類一覧チェック表

添付資料 (共通)	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	
	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（下記のどちらか一つ） ・(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネットで公表・更新している証明書 ・申請者自らが開発したホームページ上で公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの	
	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 ・ISO14001 またはエコアクション 21 の認証書の写し	
	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 ・情報処理センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写し	
	下記の納税証明書 ①国税：法人税、消費税（問合せ先：税務署） ②県税：県民税、事業税、不動産取得税、地方消費税（問合せ先：県担当課） ③市税：市民税、固定資産税（問合せ先：市担当課）	
	・社会保険料納入証明書 ・労働保険料納入証明書	
優良確認 追加資料	・優良基準適合確認申請書（附則様式（附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係））	
	・現に受けている産業廃棄物処理業等の許可証の写し	
	・直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税納税証明書（現に受けている産業廃棄物処理業等の許可の申請書に添付したものを除く）	

2. 認定の基準

- (1) 次に掲げる事項について、申請の日前6ヶ月間インターネットで公表し規定に従い更新していること。

公開事項		更新すべき場合	
法人の場合	(1)名称（法人名）	変更の都度（(5)は1年に1回以上）	
	(2)事務所又は事業場の所在地		
	(3)設立年月日		
	(4)資本金又は出資金		
	(5)その代表者、役員及び使用人（令第6条の10に規定）の氏名及び就任年月日		
	(6)事業（産廃処理業の許可を受けている場合、許可に係るものを含む）の内容 ・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表		1年に1回以上
個人の場合	氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合、当該変更に係る履歴を含む）	変更の都度	
共通	事業計画の概要（産廃処理業の許可を受けている場合、許可に係るものを含む）	変更の都度	
	申請者が受けているすべての産廃処理業の許可証の写し		
	事業者がその（特別管理）産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度	
	業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置は1年に1回以上）	
	事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度	変更の都度	
収集運搬の必要	事業の用に供する施設について	(1)運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入状況 (2)積替え又は保管を行う場合、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む）及び積替えのための保管上限。	変更の頻度（(1)は1年に1回以上）
	情報をインターネットに公表する日（情報を更新する場合、更新日）の月の2ヶ月までの3年間（以下直前3年間）の各月において業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項のうち、 (1)（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2)（特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	1年に1回以上	
処分の必要	事業の用に供する施設について	(1)設置場所	変更の都度
		(2)設置年月日	
		(3)当該施設の種類	
		(4)当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
		(5)処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、その旨を含む。）	

処分の 業の み必 要 (続 き)	ては、埋立地の面積及び埋立容量)			
	(6) 処理方式			
	(7) 構造及び設備の概要			
	(8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の許可証の写し			
	事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図			変更の都度
<p>情報をインターネットに公表する日(情報を更新する場合、更新日)の月の前々月までの1年間(以下直前1年間)において事業者から引渡しを受けた(特別管理)産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理工程(次に掲げる事項を含む)</p> <p>※当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は個別に記載すること。</p> <p>(1) 当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該(特別管理)産業廃棄物の処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 情報公開日の月の前々月の末日における当該(特別管理)産業廃棄物の保管量</p> <p>(4) 当該(特別管理)産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法</p> <p>(5) 当該(特別管理)産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>			1年に1回以上	
<p>直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項</p> <p>※当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は個別に記載すること。</p> <p>(1) 当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 当該(特別管理)産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)</p>			1年に1回以上	
直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理状況に関する情報(次に掲げる当該施設の種類に応じ、当該各号に定める事項に限る。)			1年に1回以上	
1	汚泥、廃油、廃プラ等その他産業廃棄物の焼却施設(次項及びその次に該当するものを除く。)	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日		排ガスを採取した位置
		煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)の測定		排ガスを採取した年月日
				測定結果の得られた日
			測定結果	
2	汚泥、廃油、廃プラ等その他産業廃棄物の焼却施設(ガス化	冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	ガスを採取した位置	
		除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、ばいじん、	ガスを採取した年月日	
			測定結果の得られた日	

	改質方式に限る。)	塩化水素及び窒素酸化物の濃度の測定	測定結果
3	汚泥、廃油、廃プラ等その他産廃の焼却施設（電気炉を用いるものに限る。）	排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いたものは冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんの除去を行った年月日	
		煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）の測定	排ガスを採取した位置
			排ガスを採取した年月日
			測定結果の得られた日
			測定結果

処 分 業 の 必 要 (続 き)	4	安定型 最終処 分 場	擁壁等	定期点検を行った年月日及び結果 擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	1年に1回 以上
			残余の埋立容量	測定を行った年月日及びその結果	
			展開検査	各月ごとの実施回数	
				安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた日	
			地下水及び浸透水の 水質検査	採取した場所	
				採取した年月日	
				結果の得られた年月日	
			地下水の水質の悪化 が認められ、その原因 の調査その他必要な 措置を講じた場合	検査結果	
				措置を講じた年月日	
			浸透水の水質が基準 を超えたため、産業廃 棄物の搬入及び埋立 中止その他必要な措 置を講じた場合	措置の内容	
	措置を講じた年月日				
	5	管理型 最終処 分 場	擁壁等	定期点検を行った年月日及び結果 擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	1年に1回 以上
			遮水工	定期点検を行った年月日及び結果 遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	
			地下水及び放流水の 水質検査	採取した場所	
				採取した年月日	
				結果の得られた年月日	
			地下水の水質の悪化 が認められ、その原因 の調査その他必要な 措置を講じた場合	検査結果	
				措置を講じた年月日	
			調整池	措置の内容	
				定期点検を行った年月日及び結果 調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	
浸出液処理設備の機 能の状態			定期点検を行った年月日及び結果 機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容		
	定期点検を行った年月日及び結果 異常を認めた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容				
導水管等に有効な防 凍措置を講じている 場合	定期点検を行った年月日及び結果 異常を認めた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容				
残余の埋立容量	測定を行った年月日及びその結果				
直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量					1年に1回 以上

- (2) 許可更新と同時に申請（既に継続して5年以上許可を受けていること）
- (3) 従前の許可の有効期間（優良確認の場合は優良確認の申請日前5年間、優良認定の更新の場合は7年間）において、事業停止命令や許可取消等の特定不利益処分を受けていないこと。
特定不利益処分とは、次に掲げる不利益処分をいう。

①廃棄物処理業に係る事業停止命令	法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む）
②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令	法第9条の2及び第15条の2の7
③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	法第9条の2の2及び第15条の3
④再生利用認定の取消し	法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む）
⑤広域的処理認定の取消し	法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む）
⑥無害化認定の取消し	法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む）
⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令	法第19条の3
⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令	法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項

- (4) その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構 ISO14001 に適合していること、又は公益財団法人地球環境戦略研究機関による認証エコアクション21による認証を受けていること。
- (5) 電子マニフェストが利用可能であること。
- (6) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
(貸借対照表上の純資産の額÷(当該貸借対照表上の純資産の額+負債額の合計額))
- (7) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0を超えること。
(損益計算書上の経常利益金額+当該損益計算書上の減価償却費)
- (8) 法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税））、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を滞納していないこと。
- (9) 特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金を積立てしていること。

県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議制度について

- (1) 青森県では、「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を定め、排出事業者が県外に所在する事業場において生じた（特別管理）産業廃棄物を青森県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、その事業場ごとに、協議しなければならないこととしています。
- (2) 上記の協議は排出事業者が行うこととなっていますが、その趣旨を踏まえ、（特別管理）産業廃棄物処理業者もこれに協力してください。
- (3) （特別管理）産業廃棄物処理業者は、上記の協議が行われた場合であっても、これに係る通知を受ける前に処理を行ってはならないこととしています。

○県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議先

名称・所在地・TEL
青森県環境生活部環境保全課 〒030-8570 青森市長島 1-1-1 TEL 017-734-9248 FAX 017-734-8081